

(別添様式)

「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し（案）に対する意見」 N.O. 1

住 所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
電 話 番 号	011-221-4217
氏名（団体名）	一般社団法人 北海道消費者協会
職 業	消費者団体

(意見記載欄)

- ①BSE検査体制の相次ぐ規制緩和の動きは、TPP交渉参加への国内規制緩和の一環であり容認できない。
- 今回、国のBSE検査月齢牛年月の相次ぐ引き上げや、全頭検査体制の廃止指示などは、TPP交渉参加の事前協議において国内関税障壁の撤廃措置の一環として進められたと言われている。道は、TPP交渉参加に反対の立場から、これらのTPP交渉参加を前提とした食の規制緩和に、道民の「食の安全・安心」を守る立場から、国に対し断固とした姿勢を示すべきである。
- ②今回の「北海道食の安全・安心委員会」並びに「BSE専門部会」の運営方法は、消費者の意見を無視するなど強引で容認できない。
- 当協会推薦の委員は、今回の拙速な規制緩和（全頭検査廃止）に対し、明確に反対の意思表明をしたにもかかわらず、「BSE専門部会」並びに「北海道食の安全・安心委員会」の答申には十分反映されておらず、結論ありきの形骸化した「委員会・専門部会」であり容認できない。
- ③全頭検査廃止は、国内牛肉の安全性を揺るがすものであり容認できない。
- BSE国内発症を受け、2001年からはじまった全頭検査であるが、これにより国内牛肉の安全性は担保されてきた。特に道内は、牛肉の主産地でもあり、安全性の確保は率先して行うべきである。今回の全頭検査の廃止は、これまで培ってきた信頼性を損なうものであり、容認できない。
- ④今回の全頭検査廃止の根拠となった、国のリスク評価は問題であり、道民の「食の安全・安心」を求める立場から容認できない。
- 未解明の部分が多いとされる非定型BSEについて、今回、食品安全委員会（プリオン評価書BSE対策の見直しに係る食品健康影響評価②）は、「発生は極めてまれで、そのほとんどが8歳以上の高齢牛とし、高齢牛については今後とも発生の可能性があることを留意し評価を行うこととする」としている。
- しかし非定型BSEは、我が国においては平成15年に23か月齢の去勢ホルスタイン種で発見されており、食品安全委員会で示した高齢牛に限定したBSE評価・対応には問題がある。
- 定型BSEに比べ、非定型BSEについては、確認された頭数が約70頭とデータも少なく、諸外国においても研究が始まったばかりである。非定型BSEの未解明の部分に関するデータが蓄積され、安全性が確認されるまでは、全頭検査を継続すべきである。

## (意見記載欄)

⑤非定型BSEの調査研究については、国と連携しながら道においても積極的な究明を進めるべきである。

○今回、北海道食の安全・安心委員会の取りまとめた提言の中にも、「非定型BSEを含めた調査研究を推進すること」としているが、道民の「食の安全・安心」を確立するためにも、道として積極的な調査研究を進めるべきである。

⑥今回のパブリックコメントに関して、単なる形式的な手順に終わらせないよう、寄せられた意見は道の施策に積極的に取り入れると共に、具体的施策への反映の有無について公表すべきである。

○今回のパブリックコメントは、道民の関心の高い「食の規制緩和」の問題であり、今回の動きが突破口となり、さらなる規制緩和の加速が必至な情勢となっている。今回寄せられるパブリックコメントは道民の切実な声であり、道の施策に積極的に取り入れると共に、具体的施策への反映の有無について速やかに公表すべきである。

## 提出先・問い合わせ先

北海道農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-204-5441

FAX 011-232-1064

E-mail nosei.rakuchikul@pref.hokkaido.lg.jp